

発議第8号

防災減災・災害に強い県土づくり対策特別委員会の設置について（案）

- 1 山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）第3条の規定により、本議会に委員9人をもって構成する防災減災・災害に強い県土づくり対策特別委員会を設置する。
- 2 本委員会は、本県における防災・減災対策及び災害に強い県土づくりの推進に関する施策について調査審議を行う。
- 3 本委員会は、上記の施策について閉会中も調査審議できるものとし、議会において調査審議終了を議決するまで存置するものとする。

以上の議案を、山形県議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和7年3月19日

山形県議会議長 森 田 廣 殿

|     |         |
|-----|---------|
| 提出者 | 煤 津 博 士 |
|     | 高 橋 淳   |
| 賛成者 | 齋 藤 俊一郎 |
|     | 梅 津 庸 成 |
|     | 相 田 光 照 |
|     | 梶 原 宗 明 |
|     | 能 登 淳 一 |
|     | 小 松 伸 也 |
|     | 吉 村 和 武 |
|     | 加 賀 正 和 |
|     | 森 谷 仙一郎 |
|     | 田 澤 伸 一 |

発議第9号

こども支援・若者定着対策特別委員会の設置について（案）

- 1 山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）第3条の規定により、本議会に委員9人をもって構成することも支援・若者定着対策特別委員会を設置する。
- 2 本委員会は、本県におけるこどもへの支援及び若者の県内定着に関する施策について調査審議を行う。
- 3 本委員会は、上記の施策について閉会中も調査審議できるものとし、議会において調査審議終了を議決するまで存置するものとする。

以上の議案を、山形県議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和7年3月19日

山形県議会議長 森 田 廣 殿

|     |         |
|-----|---------|
| 提出者 | 煤 津 博 士 |
|     | 高 橋 淳   |
| 賛成者 | 齋 藤 俊一郎 |
|     | 梅 津 庸 成 |
|     | 相 田 光 照 |
|     | 梶 原 宗 明 |
|     | 能 登 淳 一 |
|     | 小 松 伸 也 |
|     | 吉 村 和 武 |
|     | 加 賀 正 和 |
|     | 森 谷 仙一郎 |
|     | 田 澤 伸 一 |

発議第10号

再生可能エネルギー活用・地域経済活性化対策特別委員会の設置について（案）

- 1 山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）第3条の規定により、本議会に委員9人をもって構成する再生可能エネルギー活用・地域経済活性化対策特別委員会を設置する。
- 2 本委員会は、本県における再生可能エネルギーの活用及び地域経済の活性化に関する施策について調査審議を行う。
- 3 本委員会は、上記の施策について閉会中も調査審議できるものとし、議会において調査審議終了を議決するまで存置するものとする。

以上の議案を、山形県議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和7年3月19日

山形県議会議長 森 田 廣 殿

|     |         |
|-----|---------|
| 提出者 | 煤 津 博 士 |
|     | 高 橋 淳   |
| 賛成者 | 齋 藤 俊一郎 |
|     | 梅 津 庸 成 |
|     | 相 田 光 照 |
|     | 梶 原 宗 明 |
|     | 能 登 淳 一 |
|     | 小 松 伸 也 |
|     | 吉 村 和 武 |
|     | 加 賀 正 和 |
|     | 森 谷 仙一郎 |
|     | 田 澤 伸 一 |